

(意見公募時資料)

海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改定案について

令和7年2月

東北運輸局 海事振興部海事産業課

1. 海上運送法第4条第6号の審査基準について

海上運送法（以下「法」という）では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活または社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をします。

この「指定区間」に係る一般旅客定期航路事業の許可及び当該航路に係る船舶運航計画等の変更にあたっては、法第4条1号乃至5号のほか、6号の「当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること」の基準に適合することが必要となっています。

この法第4条6号に係る審査の具体的基準として「指定区間」毎に「サービス基準」が設定されています。

「サービス基準」は、国土交通大臣から委任を受けた地方運輸局長が設定し、公示していますが、毎年、各県に対し意見の照会を行い、取り纏めた意見を踏まえて、必要に応じて改定を行っているところです。

なお、当該基準は離島住民の生活に必要な輸送を確保する観点から、最低限維持すべき輸送サービスの水準を定めるものとなっています。

2. 「サービス基準」改定案の内容及び理由

①宮城県の指定区間「江島」

(1)「運航回数」について

江島漁港と女川港との間において、「運航回数」を以下のとおり変更する。

○「3／日」を「2／日」に変更する。

(2)「始終発時刻」について

江島漁港と女川港との間において、「始終発時刻」を以下のとおり変更する。

○「始発（女川港着）9:00 以前、終発（女川港発）15:00 以後」を「設定せず」に変更する。

- ・(1)及び(2)の改定理由：出島大橋の供用開始及び陸上交通の整備に伴い、令和7年3月31日より出島への寄港を取りやめ、女川江島航路の直通航路となるが、当該航路を将来にわたり安定的に維持・確保していくためには効率的な運航への見直しが必要である。島民の輸送需要の変化や利用者の大幅な減少に対応するため、予約（デマンド）運航の導入を見据え改定するものである。

(3)「各運航ごとの最低輸送能力」について

江島漁港と女川港との間において、「各運航ごとの最低輸送能力」を以下のとおり変更する。

○「旅客50人」を「旅客30人」に変更する。

- ・改定の理由：将来予測を含めた江島島民人口と最大利用実績、運航経費削減のためのダウンサイジングを図りながらも貨物輸送能力を確保すること等を検討した結果、改定するものである。

3. 施行日（予定）

令和7年3月31日

(意見公募時資料)

指定区間に係るサービス基準

1. 番号
9

2. 名称
江島

(改正案)

関係 都道府県	二 地 点 間	サービス基準			
		運航日程	運航回数	始終発時刻	各運航ごとの最低輸送能力
宮城県	江島漁港と女川港との間	毎日 (元日を除く)	2／日	設定しない	旅 客 30 人

(現 行)

関係 都道府県	二 地 点 間	サービス基準			
		運航日程	運航回数	始終発時刻	各運航ごとの最低輸送能力
宮城県	江島漁港と女川港との間	毎日 (元日を除く)	3／日	始発(女川港着) 09:00以前 終発(女川港発) 15:00以後	旅 客 50 人
				使用船舶の検査・修繕のための運休時は適用しない	

(意見公募時資料)

海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）

設定	平成12年	4月	3日	改定	平成21年	9月	30日
改定	平成18年	7月	11日	改定	平成25年	2月	20日
改定	平成18年	9月	5日	改定	平成25年	9月	2日
改定	平成19年	3月	30日	改定	平成29年	3月	15日
改定	平成20年	3月	13日	改定	令和2年	12月	11日
改定	平成20年	6月	12日	改定	令和5年	12月	21日

海上運送法第2条第11項の規定に基づく指定区間（運輸省告示第175号、平成12年4月3日付け）に関わるもの（平成12年10月1日から施行）

法 律 名	海上運送法
項 目	海上運送法第3条（一般旅客定期航路事業の許可）第1項 第11条（事業計画の変更）第1項 第11条の2（船舶運航計画の変更）第2項に係る 法第4条第6号の基準

- ※1. 指定区間 区間について「(生活地) 港と(目的地) 港の間」で表記。
一の指定区間に複数の二地点間がある場合は、その全ての二地点間を運航しなければならず、各二地点間のサービス基準を満たす必要がある。
2. 運航日程 日、週、月など二地点間における運航の態様を設定。
2日で1往復の場合は2日と表記。
3. 運航回数 運航日程における運航回数。
4. 始終発時刻 始発着は、生活地を始発した便が目的地に到着する時刻を表わし、「遅くとも△△：△△時までには目的地に到着するよう始発便を出すこと」の意。
終発は、目的地を終発する時刻を表わし、「早くとも〇〇：〇〇時より後に目的地を出港すること」の意。
5. 輸送能力 旅客数は、1回の運航に必要な最低限の輸送力を表わし、この輸送力以上の旅客定員を有することが必要。
乗用車数は、1回の運航に必要な輸送力を表わし、この輸送力以上の乗用車輸送能力を有することが必要。(乗用車(換算率 10.4 m²) × 2台 = 8tトラック × 1台とした。)
貨物輸送能力はm³で設定。この輸送力以上の貨物積載スペースが必要。
6. その他 下欄にその他の条件を附記している。

(意見公募時資料)

海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）に関する
公示の一部改定案のご意見の募集について

令和7年2月14日
東 北 運 輸 局

東北運輸局では、海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改定について検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。皆様からいただいたご意見につきましては、同基準を改定する際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めご了承ください。

1. 意見募集対象

海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改定案

2. 意見募集期間

令和7年2月14日（金）から令和7年3月15日（土）まで

3. 意見の提出方法・提出先

意見提出用紙に記入の上、以下の方法で「東北運輸局海事振興部海事産業課」あてに日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、予めご了承ください。

○電子メールによる提出（テキスト形式）

電子メールアドレス：tht-kaijisangyo@ki.mlit.go.jp

4. 留意事項

- ・ご意見をお寄せいただいた方の氏名（法人、その他団体にあつては名称）については、ご意見の内容とともに開示させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見の冒頭にその旨を明確にご記載ください。
- ・ご意見に付記された電話番号等の個人情報は、ご意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認させていただく場合やご意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

5. 問い合わせ先

東北運輸局海事振興部海事産業課

TEL：022-791-7512

(意見公募時資料)

東北運輸局海事振興部海事産業課 宛

「海上運送法第 4 条第 6 号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改定案」に関する意見

(フリガナ) 氏 名		
所属	会社名又は 所属団体名	
	部 署 名	
住 所		
電話番号		
電子メールアドレス		
ご意見		